

第57回医療扶助実態調査（診療、調剤内容調査）要綱

1 目的

この調査は、生活保護法による医療扶助受給者の診療内容を把握し、被保護階層に対する医療対策その他厚生労働行政の企画運営に必要な基礎資料を得ようとするものである。

2 調査客体

この調査の客体は、福祉事務所に保管される平成21年6月基金審査分（4、5月診療分）の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「明細書」という。）のうち、一般診療（病院）の入院分及び歯科診療分については10分の1、一般診療（病院）の入院外分、一般診療（一般診療所）の入院外分及び調剤分については20分の1、一般診療（一般診療所）の入院分については5分の1の抽出率で抽出された明細書とする。

ただし、歯科診療分について、入院分は調査客体としない。

(抽出率一覧表)

一般診療 (病院)		一般診療 (一般診療所)		歯科診療	調剤
入院	入院外	入院	入院外		
1/10	1/20	1/5	1/20	1/10	1/20

3 調査事項

診療報酬明細書の記入事項のうち、傷病名、診療実日数、診療行為別点数等の事項及び調剤報酬明細書の記入事項のうち、受付回数、処方調剤、調剤点数の事項とする。

4 調査票の作成、審査及び提出

- (1) 福祉事務所は、抽出した明細書の写しの上欄右余白部分に福祉事務所符号を記入及び氏名欄を黒塗りの上、送付表を添付して都道府県・指定都市・中核市本庁に提出する。
- (2) 都道府県・指定都市・中核市本庁は、福祉事務所から提出された調査票の審査を行い、福祉事務所ごとに提出表と調査票をまとめ、平成21年10月9日（金）までに厚生労働省社会・援護局保護課に1部提出する。

5 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省社会・援護局保護課が行う。

なお、調査客体として提出された明細書の写しは、集計終了後速やかに廃棄することとしている。

6 福祉事務所が行う事務

(1) 調査客体の抽出

調査客体は、各福祉事務所ごとに次の要領により抽出する。

- ① 明細書を一般診療（病院）、一般診療（一般診療所）、歯科診療及び調剤別に分け、一般診療（病院・一般診療所）分についてはさらに入院、入院外別に分けて、それぞれに一連番号を付す。
 - ② 一般診療（病院）の入院分及び歯科診療分については、
 - ア 0から9までの数字のうち、いずれか一つの数字を無作為に抽出する。
 - イ 一連番号を付した明細書のうち、アによって選ばれた数字を末尾に持つ番号の明細書を抽出する。
 - ウ ①によって分けられた明細書が10枚に満たない場合でもそのうち必ず1枚を抽出する。
 - ③ 一般診療（病院）の入院外分、一般診療（一般診療所）の入院外分及び調剤分については、
 - ア 0から19までの数字のうち、いずれか一つの数字を無作為に抽出する。
 - イ アによって選ばれた数字以降20番目ごとの明細書を抽出する。
 - ウ ①によって分けられた明細書が20枚に満たない場合でもそのうち必ず1枚を抽出する。
 - ④ 一般診療（一般診療所）の入院分については、
 - ア 0から4までの数字のうち、いずれか一つの数字を無作為に抽出する。
 - イ アによって選ばれた数字以降5番目ごとの明細書を抽出する。
 - ウ ①によって分けられた明細書が5枚に満たない場合でもそのうち必ず1枚を抽出する。
- （注） 調査客体となった明細書のうちで、審査等で過誤調整の必要が生じたため提出できなくなったものがある場合は、当該明細書を客体とせず、その前後のいずれかの明細書を客体とする。

(2) 福祉事務所符号の記入

- (1)の要領により抽出した明細書の写しの上欄右余白部分に福祉事務所符号を記入すること。

(3) 氏名の削除

調査客体となった明細書の写しの氏名及び保険医氏名について黒塗りをする。

(注) 性別、生年月日等、氏名及び保険医氏名以外の各項目については黒塗りをしないこと。

(4) 主傷病の決定

調査客体となった一般診療分の明細書のうち、併発傷病のあるものは次により主傷病を決定し、その傷病名に○印を付す。

なお、主傷病の決定に当たっては、医療要否意見書、保護変更申請書（傷病届）又は医療券の傷病名によって判断し、疑問があるときは嘱託医の意見を徵し、必要に応じて当該指定医療機関に照会するなどの方法によりその正確を期する。

① 「結核」「精神障害」の両疾病が併記されている場合、

ア 専門病院の場合は、専門科名に属する傷病名とする。

イ 総合病院、内科病院等のように専門科名が明らかでない病院の場合、

(ア) 診療開始年月日の古い方とする。

(イ) 診療開始年月日が同一の場合は、先に書かれている傷病名とする。

② 「結核」又は「精神障害」と「その他」の傷病名が併記されている場合は、それぞれ「結核」又は「精神障害」を優先し、その判定は①による。

③ 「その他」の傷病名が2種以上記入されている場合、

ア 治療の対象となっている点数が最も大きい傷病名とする。

イ アによって決定できない場合は、診療内容により主傷病と思われるものを判断する。

(5) 調査客体の提出

福祉事務所長は、抽出した明細書の写しを一般診療（病院）、一般診療（一般診療所）、歯科診療及び調剤別に分け、一般診療についてはさらに入院、入院外別に分けて、様式1による送付表を添付して都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長に提出する。

なお、明細書が複数枚に及ぶ場合についても、その複数枚すべての写しを提出すること。

7 都道府県・指定都市・中核市本庁が行う事務

(1) 調査客体の審査

福祉事務所から提出された調査客体（明細書の写し）を、次の要領により審査する。

- ① 6月基金審査分（4、5月診療分）であるか。
- ② 福祉事務所符号の記入漏れがないか。
- ③ 氏名及び保険医氏名が黒塗りされているか。
- ④ 性別の記入漏れがないか。
- ⑤ 生年月の記入漏れがないか。
- ⑥ 一般診療分の明細書のうち、2種以上の傷病名が記入されている場合で、主傷病は明確にさ
れているか。
- ⑦ 診療開始年月日の記入漏れがないか（特に長期入院患者について確認すること）。
- ⑧ 入院年月日の記入漏れがないか。
- ⑨ 看護、給食の種類等の記入漏れがないか。
- ⑩ 点数の誤り及び差引計算の誤りがないか。
- ⑪ 病院分と一般診療所分、入院と入院外等相互に明細書の写しが混入していないか。
- ⑫ 調査客体となった明細書の写しの枚数と送付表記載枚数が一致しているか。
- ⑬ 明細書の記入事項がすべて複写されているか。（張りつけた用紙を折り曲げたまま複写し
ていないか。）

(2) 客体一連番号の記入

調査客体（明細書の写し）は、一般診療（病院）・一般診療（一般診療所）のそれぞれ入院・
入院外、歯科診療及び調剤別に区分し、それぞれの区分ごとに「客体一連番号」を上欄右余白部
分に0001番より打つこと。

(3) 調査客体の提出

都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長は、様式2による送付表を添付して平成21
年10月9日（金）までに厚生労働省社会・援護局保護課あて提出する。